



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和8年1月23日

所 管	農林部林政課		
担 当	丸山	問い合わせ	0573-26-6833

報 道 機 関 各位

ツキノワグマの緊急銃猟を想定した訓練の実施について

令和7年9月1日より施行された改正鳥獣保護管理法により緊急銃猟制度が創設されました。同法では、緊急銃猟を適切に実施するため、平時の事前準備として、捕獲関係者などの間で共通の認識を持ち、対象鳥獣の生態や出没対応の方針などの必要な知識が得られるよう、定期的な訓練を推奨していることから、岐阜県、恵那警察署、恵那市獣友会などの関係機関と合同で訓練を実施します。ぜひ取材くださいますようお願いします。

記

1. 日時と場所

(1) 机上訓練

令和8年1月26日（月曜日） 午前10時～11時半
恵那市役所 災害対策室

(2) 実地訓練

令和8年2月19日（木曜日） 午前9時半～11時
恵那市山岡グラウンド（山岡町上手向 1161番地1）

2. 参集者

恵那市、岐阜県恵那事務所環境課、恵那農林事務所農業振興課、恵那警察署、恵那市獣友会

3. 参加人数 約20人

4. 内容

(1) 机上訓練（訓練に係る各班責任者 10名程度のみ）

マニュアルに基づき、各機関及び各人の役割分担や緊急銃猟実施に係る手順を確認します。



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和8年1月23日

(2) 実地訓練

山岡グラウンドにクマが居座ったと想定し、模擬のクマと銃を使用し実地訓練を行います。

・山岡グラウンドでクマを確認

現地本部：ドローンなどを使用し、対策本部と情報共有し、緊急銃猟が実施できる旨を対策本部へ連絡

対策本部（市役所内）：現地の状況を確認し、周辺の交通規制や市民などの避難を現地担当へ指示

現地本部：本部の指示を受け避難指示、交通規制を実施（模擬）

対策本部（市役所内）：防災無線、ウェブサイトなどで広報を行う（模擬）とともに、緊急銃猟の指示を出す

現地本部：緊急銃猟を実施、死亡確認後、対策本部へ完了報告

※2月19日に行われる実地訓練では、午前9時半頃から始めます。模擬の熊と銃を使用し本番さながらに行います。

5. その他

(1) 緊急銃猟制度について

人の日常生活圏にクマなどが出没した場合、一定の条件を満たしたときに市長の判断により銃器を使用した捕獲などができる制度。緊急銃猟を実施するためには、次の4つの条件を満たすことが必要となります。

ア. クマなどが人の日常生活圏に侵入していること。

イ. クマなどによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。

ウ. 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること。

エ. 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと。